

【教職員用】

新型コロナウイルス感染症拡大防止のためのガイドライン

現在、首都圏等では依然新型コロナウイルス感染症が広がっております。首都圏のみならず、感染が広がっている地域への移動はしないよう、各自が軽率な行動は控え、感染拡大の回避行動を心掛け、本学教職員として自覚ある行動に努めてください。

- ◆ 「うつらないよう自己防衛！」
- ◆ 「うつさないよう周りに配慮！」
- ◆ 「県外への外出自粛と3密回避！」

《県外への移動について》

これまで通り、やむを得ない事由がある場合以外は、県外への外出は自粛するようお願いします。ただし、やむを得ず以下に示す「本学が指定する地域」へ移動した場合は、帰県後2週間の自宅待機といたします。

・出張・研修について

本学が指定する地域へのお出張・研修等の場合は、帰県後2週間の自宅待機とする。

自宅待機終了後、速やかに自宅待機期間中の「学外研修・活動願」を総務課に提出する。

【本学が指定する地域】

感染拡大指定地域（直近1週間の感染者が10万人あたり2.5人以上の都道府県）（※）

（※）参照 web サイト：NHK「特設サイト 新型コロナウイルス：直近1週間の人口10万人あたりの感染者数」

<https://www3.nhk.or.jp/news/special/coronavirus/data/#latest-weeks-card>

《海外渡航について》

外務省海外安全レベルに基づき、渡航先国の危険情報・感染症危険情報がレベル2※以上の場合は、原則として、海外渡航を禁止します。

レベル2：「不要不急の渡航は止めてください。」

※本ガイドラインは、状況の変化により対応の見直しをする場合があります。各自で必ず最新の感染情報に留意してください。本学の対応に変更がある場合は、その都度、ホームページやGmailでご案内します。

以上